

事業承継税制の改正のポイント

Q1 事業承継税制とはどのような制度ですか。

A1 相続税の納税猶予・免除の特例と贈与税の納税猶予・免除の特例の2つの制度があります。

① 相続税の納税猶予・免除の特例

後継者が、相続等により、自社の株式を先代経営者から取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式(一定の部分に限る)に対応する相続税のうち一定額の納税が猶予されます。その後、後継者自身の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

② 贈与税の納税猶予・免除の特例

後継者が、贈与により、自社の株式を先代経営者から取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式に対応する贈与税の全額が猶予されます。その後、先代経営者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

Q2 特例の適用を受けられるのはどんな場合ですか。

A2 特例の適用を受けるには、申請の時点で会社の要件、後継者の要件、先代経営者の要件をそれぞれ満たす必要があります。申告後5年間の事業継続要件を満たす必要があります。ご自身が特例の対象になるかどうか、また、猶予の打ち切りになるケースや免除に至る要件などは、国税庁のHPをご覧ください。税理士等の専門家に相談ください。

Q3 制度改正の背景を教えてください。

A3 そもそも事業承継税制が作られた目的は、経営者の高齢化や引退を機に廃業をすることなく会社を存続してほしいということにあります。相続税等が円滑な事業承継の阻害要因になるケースもあることから納税猶予制度が考えられました。従ってやみくもに税金を優遇することはなく、事前確認や5年間の事業継続要件などの「会社経営を続けていくこと」を確認するためのルールが作られていました。平成21年に施行され、5年程度運用されてきましたが、ハードルが高すぎるのか、なかなか適用の申請数が伸びなかったようです。そこでより使いやすい形に改正されることになりました。

Q4 改正のポイントを教えてください。

A4 主な改正点は次のとおりです。

① 事前確認の廃止

これまでは、相続税の納税猶予制度を利用するには、死亡する前に経済産業大臣の「確認」を受ける必要がありました。改正後は、事前確認を受けなくても制度利用が可能になりました。

② 親族外承継の対象化

これまでは、後継者の要件として、先代経営者の親族であることが求められていました。改正後は、親族でなくても制度利用が可能となりました。

③ 雇用8割維持要件の緩和

5年間の事業継続要件の中で、最も負担の強い要件がこの雇用8割維持です。相続または贈与の時点と比べて事業承継後も従業員の数を維持してくださいというのがこの要件です。この8割維持の判定が、これまでは、毎年一定の日に8割を超えている必要がありました。改正後は、5年間の平均で8割を超えればいいということになりました。つまり業況の厳しい年には一時的に8割未達まで雇用を減らしても猶予の打ち切りにはならず、前後の年でカバーができることになりました。

④ 役員退任要件の緩和

贈与税の納税猶予制度について、これまで、贈与時に先代経営者が役員を退任することが要件でした。改

正後は、代表者を退任することが要件となりました。つまり有給の役員として会社に残ることが可能となりました。多くの会社において社長交代後も会長や相談役等の立場で会社に残り、後継者をサポートしていることから中小企業の実態をより反映したものとなりました。

⑤ 債務控除方式の変更

相続の際に債務がある場合における猶予税額の計算方法が改正されました。これまでよりも猶予税額が大きく計算されることになり、特例適用のメリットが拡大することになりました。

①については平成25年4月1日以後、その他の改正については平成27年1月1日以後の相続や贈与について適用されます。

事業承継問題はどの会社もいずれ直面する問題です。ぜひ一人で悩まずに専門家に相談してみてもらえればと思います。

【回答】

当所エキスパートバンク登録専門家
菊池祐輝税理士事務所(青葉区本町)



税理士
菊池 祐輝氏